

中間市市民協働のまちづくり基本方針

～協働型社会の実現に向けて～

中 間 市

～平成21年12月～

目 次

はじめに	1
------------	---

〔基本編〕

第1章 基本方針策定にあたって	2
1 背景	2
2 基本方針の位置づけ	3
3 目指す姿	3
第2章 市民協働のまちづくり	4
1 協働とは	4
2 協働の意義	4
3 協働の領域	5
4 協働の手法	6
5 協働の基本ルール	8
第3章 市民が主役の地域分権	9
1 生活を支え合うコミュニティの現状	9
2 新たなコミュニティの組織化	9
3 住民自治の拡充	10

〔取組編〕

第4章 協働のまちづくりを進めるための具体的な取組	11
1 協働を進めるための意識づくり	12
2 協働推進のための情報共有化	13
3 市政への市民参加・参画の推進	14
4 市民の自主的な活動への支援	15
5 協働推進体制の整備	16
おわりに	17

はじめに

本市は、将来にわたって自主自立できる自治の基盤・仕組みづくりを進めるため、平成17年11月に「中間市行政改革大綱」という新たな行財政再建計画を策定し、「自立」、「協働」、「効率」の三つの視点に基づき、行財政の効率化・健全化を推進するとともに、市民と共に知恵を出し合い、市民との協働によるまちづくりを進めることとしています。

また、平成18年度に策定しました「中間市第4次総合計画」では、市の将来都市像を「元気な風がふくまち なかま」と定め、「市民との協働・交流による開かれたまちづくり」を基本施策の一つとして位置づけ、市民参加のもとで計画的なまちづくりを推進していくこととしています。

なお、本市では、これまでもあらゆる分野において、町内会や各種団体などの自主的な活動をはじめ、有形無形の協力を得ながら市政を進めてきています。これらは、広義に解釈すれば協働として捉えることができるもので、さらに持続、発展させることが重要です。

今後は、本格的な住民自治を目指すため、これまで以上に地域の活力（地域力）と市民の元気（市民力）が求められており、市民と行政が、より一層の協力関係を構築していくことが必要であると考えます。

こうしたことから本市では、市民との「協働」を柱とした「自分たちのまちは自分たちでつくる」という原則に基づき、市民と行政が一体となった協働のまちづくりを目指し、これを推進するにあたり、まず最初に、町内会・町内公民館の現状や課題を分析し、地域コミュニティのあるべき姿を考えるために、平成18年12月に「中間市町内会及び公民館のあり方等に係る研究会」を設置しました。

この研究会では活発な議論を交わしていただき、協働についての考え方や進め方などさまざまな提言をいただきました。

この提言や市民の皆様から寄せられたご意見などを踏まえ、このたび、協働を広めるための方策やその実効性を高めるための取組など市の基本的な考えをまとめた「中間市市民協働のまちづくり基本方針」を策定いたしました。

今後は、この基本方針に基づき、市民主体のまちづくりと地域コミュニティの活性化を促進し、市民による市民のための市政を柱とした協働によるまちづくりを進めてまいります。

平成21年12月

中間市長 松下俊男

〔基本編〕

第1章 基本方針策定にあたって

1 背景

今日の地方自治体は、社会経済情勢の急激な変化による行政需要の多様化・高度化、厳しい財政状況、そして地方分権の進展など、これまでにない大きな時代の転換を迎えています。

中間市においても、これらに加えて、少子・高齢化や若者の就業環境の整備、子育てがしやすい環境の整備、青少年の健全育成、保健・医療・福祉・介護・環境の充実、行財政改革の推進など、さまざまな課題を抱えています。

地方分権が進む今後においては、従来のような国・県に依存した市のあり方、仕組みでは対応できない状況となり、行政のみによるサービス提供は質的にも量的にも困難な状況となっています。

また、分権に対する考え方についても、従来の国・県・市といった垂直分権ではなく、地域分権、すなわち地方自治体と市民が地域の分権の担い手として、対等な立場で協働を行うという水平分権の考えが必要です。

これまでも市民は、自らの意思と責任において諸活動を実施し、福祉、健康、環境、教育、防犯、防災など地域や社会の課題に取り組み、その解決に向けた活動が広がりを見せています。

さらに、それらの活動は対象分野が多様であるばかりではなく、個人が取り組む活動から、町内会や町内公民館などの主に地縁を基盤として活動する「地縁型」の組織や、分野・テーマを定めて活動する「テーマ型（志縁型）」の組織にいたるまで活動の形態もさまざまです。

このような中で、これからの地域社会においては、多様な主体が公共の担い手として積極的に参加し、行動と責任を自覚しながら、力を合わせてまちづくりに取り組むことが重要となります。

特に、地方の自立を促す流れが加速する中であって、先駆性、柔軟性、そして機動力などを発揮する市民の主体的な公益活動は、まちづくりや新しい地域社会を創造するための大きな原動力になるものです。

こうしたことから、本市では、市民主体のまちづくりと地域コミュニティ【※】の活性化を促進する協働型社会の実現を目指すため、「中間市市民協働のまちづくり基本方針」を策定するものです。

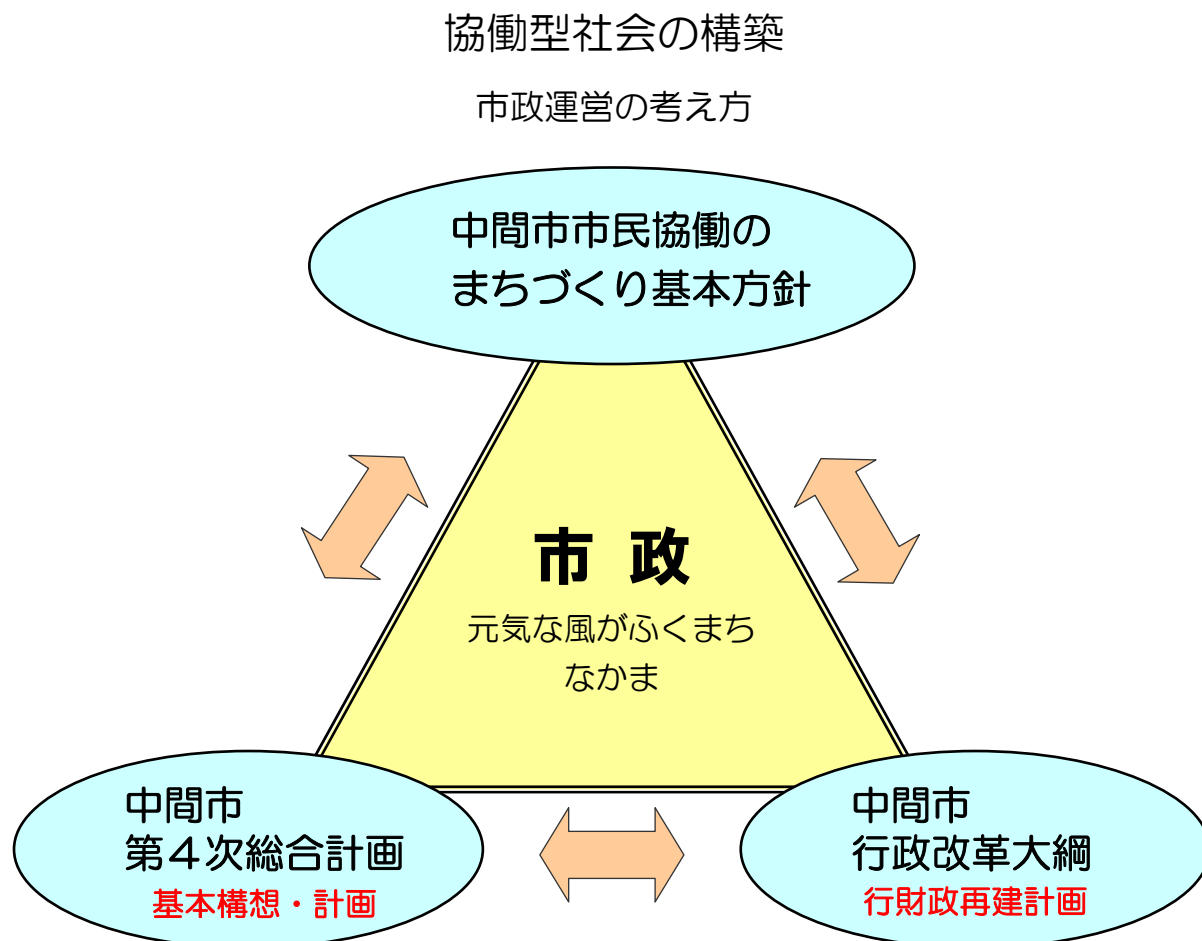
ひとくちメモ

地域コミュニティの目指すもの

この基本方針においては、日常生活における関わりや共同の活動・事業などにより、お互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが暮らす中間市という地域を、力を合わせて自主的に住みよくしていく地域社会をいいます。

2 基本方針の位置づけ

市民協働に取り組んでいくため、市民【※】と行政がお互いに共有する基本的な「方針」として策定したもので、今後の市政における「協働」の共通のルールとして位置づけます。



3 目指す姿

この基本方針のもとで、すべての市民が、中間市の将来を見据えて力を合わせ、考え、行動することで、幸せと豊かさ、そして安らぎを得られる協働型社会としての「元気がふくまちなかま」を目指します。

ひとくちメモ

市民の範囲はどこまで？

この基本方針でいう「市民」とは、中間市内に在住する人や通勤・通学する人、中間市内で市民活動を行うNPO・ボランティア団体、個人、企業などのことです。

市民協働の相手方として考える場合、「市民」を単に「中間市に住民登録している人」、「中間市に住居がある人」などと限定することはできません。

それに加えて、中間市で一日の生活の一部でも過ごし、あるいは関わり合い、関心を持って、中間市を少しでも良いまちにしたいと考える人、それに向けて行動する人を、個人・組織を問わず、本書では「市民」と定義しています。

第2章 市民協働のまちづくり

1 協働とは

「協働」とは、環境や考えが異なるものが、それぞれの特性を活かし、共通の目的のために、それぞれの資源や能力などを持ち寄り、対等な立場で連携・協力していくことをいいます。

特に、「市民協働」とは、市民と行政が良きパートナーとして、それぞれの力を活かしながら「まちづくり」という共通の目的をもって、地域の課題を解決することをいいます。

2 協働の意義

市民ニーズがより一層多様化・高度化する中、これまで行政主導型であった公共サービスについては、市民と行政がお互いの役割と責任を明確にし、最適なサービスを提供するための仕組みづくりが求められています。

この新しい公共サービスを担う市民活動【※】は、特に重要であり、次のような社会的意義があると考えます。

- (1) 公共サービスの新たな担い手として、市民の多様なニーズに先駆的でかつ迅速、柔軟に対応し、多種多様なサービスを提供することができる。
- (2) 市民自らが地域の課題を解決し、実践を通じた地域自治の実現が図られる。
- (3) これまで地域コミュニティづくりを主として担ってきた町内会などの地縁団体と、いわゆるテーマ型の市民活動団体がそれぞれの特性を活かして連携・協力することにより、地域コミュニティのより一層の活性化を図ることができる。
- (4) 市民の社会参加を通じて、地域における新たな自己実現や社会貢献、交流の場を創出することができる。

今後は、その役割分担によって、単なる行政への参加ではなく、それぞれの資源や能力などを活かした協働を進めていくことが肝要です。

ひとくちメモ

市民活動ってなに？

営利を目的とせず、自主的に不特定かつ多数のものの利益（公益）の増進に寄与することを目的とする活動のこと。宗教活動・政治活動を目的とするものや公益を害するおそれのあるものは除きます。

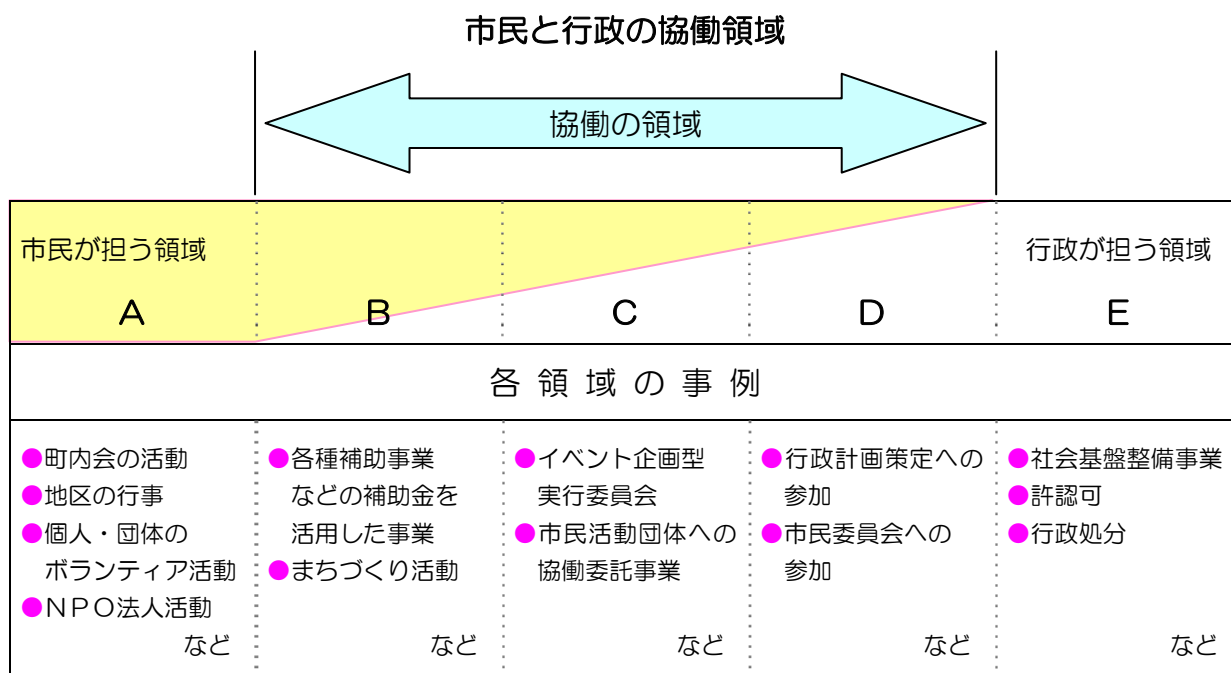
なお、市民活動の主体は、個人で行うボランティアのほか、個人の集合形態といえるNPO（Non-Profit Organization = 非営利活動団体）となります。

さらにNPOを広く社会貢献活動を行う組織ととらえると、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づくNPO法人だけでなく、各種ボランティア団体・グループ、町内会などの地縁団体、また、企業が営利と切り離して行う社会貢献活動などもこれに含まれます。

3 協働の領域

市民間の協働——つまり各分野でより良い成果をあげるため、「市民活動団体と企業」、「市民活動団体と市民活動団体」などが互いに連携・協力することは、今後いっそう活発化することでしょう。

ここでは、「市民協働によるまちづくり」の主体となる「市民と行政」について、それぞれの領域をみてみます。



A：市民の責任と主体性によって行う領域

B：市民の主体性のもとに行政の協力によって行う領域

C：市民と行政がそれぞれの主体性のもとに行う領域

D：市民の協力を得ながら行政の主体性のもとに行う領域

E：行政の責任と主体性によって行う領域

協働の領域

【参考：自治体における市民セクター支援に関する報告書／山岡義典（日本NPOセンター）】

ひとくちメモ

協働は目的でなく手段！

協働は、それ自体が目的ではなく、「市民主体のまちづくりや市民により良いサービスを提供するための取組手法のひとつ」です。

中間市が行う事業の中には、市が単独で実施した方が効果的なものもあります。

また、逆にパートナーである市民が独自に行った方が効果的な事業もあり、双方の関わり方に留意する必要があります。

そのことを十分踏まえたうえで、協働を進めていくことが必要です。

4 協働の手法

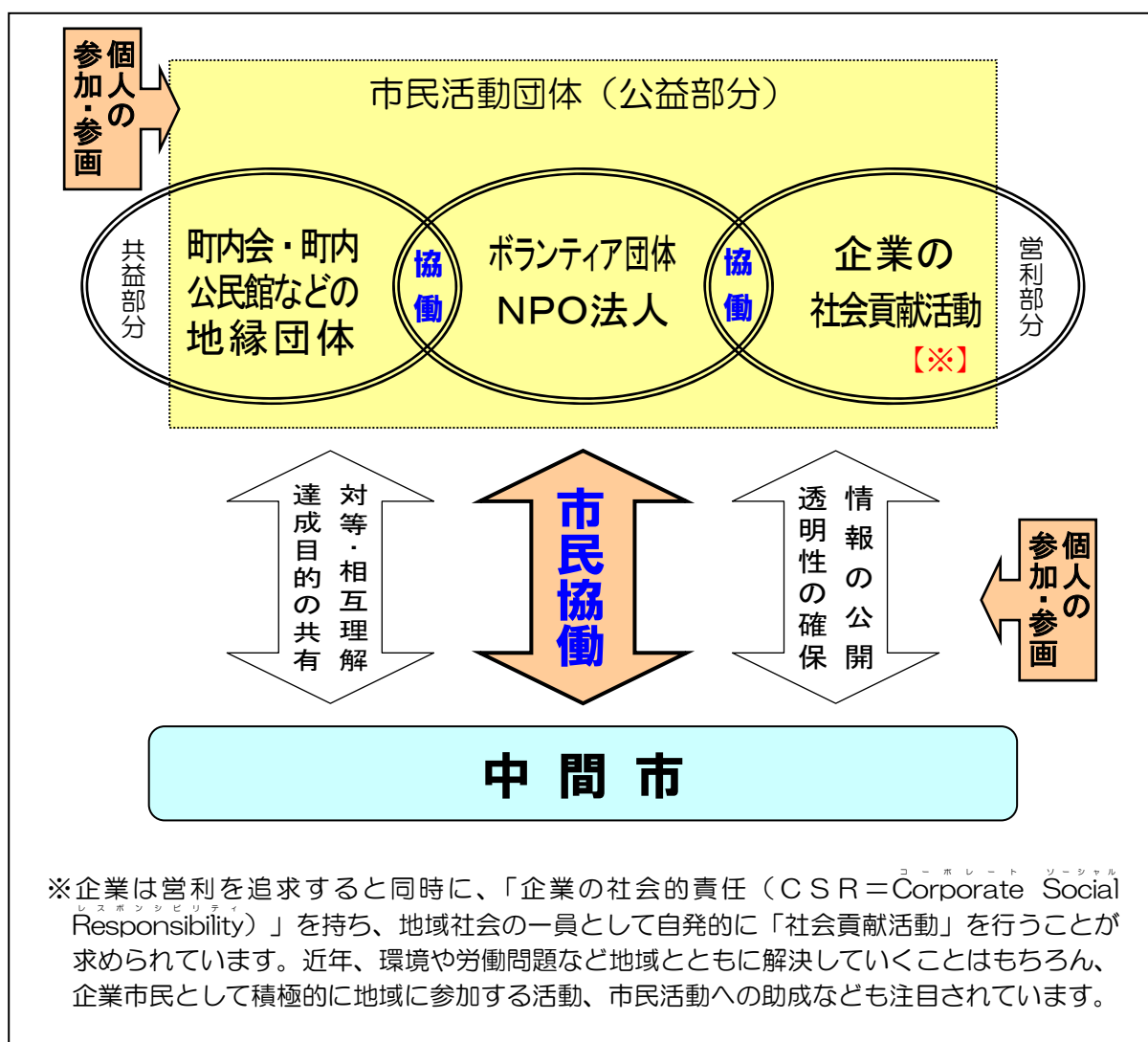
具体的に、市民と行政が市民協働事業に取り組む場合、どのような手法が想定されるでしょうか。主要なもの6項目を次ページであげています。

行政が旧来の公共・公益サービスを協働事業へと転換するうえで、サービスの一端を担うパートナーには、その事業実施能力や継続性、規模、実績など、総合的な社会信用性が求められることとなります。

したがって、市民協働の相手先となるのは、当面は、個人ではなく組織としての市民活動団体であると考えます。なお、個人には、市民活動団体や協働事業などへの参加・参画によって、協働の担い手となっていただきます。

協働の形態は多種多様です。今後も異なった発想や視点による新たな協働手法が生まれ出されることでしょう。いずれにしても、すべての事務事業について協働の観点から見直しを図り、期待される協働事業、魅力ある協働事業を創設し、受益者である市民の立場に立った施策を、柔軟に推進していかなければなりません。

市民協働のイメージ



(1) 補助金等の交付

市民活動団体が主体となって取り組む事業の中で、公益性が高く必要と認められる事業に対し、行政が資金面で援助を行うものです。

公費を支出する以上、行政はその使途や結果に対する責任があり、選定基準の透明性の確保や現行事業の適正検証などが求められます。

(2) 共催

市民と行政が主催者（実施主体）となって、対等な立場で参加します。企画や資金面など、市民と行政双方の役割分担と責任を明確にしたうえで、十分な協力・連携態勢を整えることで、それぞれの特性を活かした事業を展開できます。

(3) 委託

本来、行政が取り組む事業であっても、業務委託することで市民の専門性や先駆性、幅広いネットワークを活用することができるのであれば、公共サービスの質の向上や効率化につながります。

市民にとっては、経験や技術を蓄積できるとともに、社会的信用を高める効果があります。ただし、単なる下請けや丸投げとならないよう配慮が必要です。

(4) 事業協力

市民と行政が、お互いの特性を活かし、人材・知識・場所・設備など、資金以外の既存資産を提供しあい、一定期間、継続的な関係のもとで協力して事業に取り組む協働形態です。

(5) 後援

行政が後援することで社会的信用度が高まり、事業効果を生み出すことが期待できます。事業内容に公益性があるかどうかを十分に判断することが必要です。

(6) 情報交換・情報提供

委員会や協議会の設置、広報紙の発行などにより、市民と行政がまちづくりに向けて、双方の情報や意見を交換し合うことで、柔軟かつ多様な発想により地域の課題や新たな市民ニーズの発見につながります。

5 協働の基本ルール

協働を進めるうえで、市民と行政はそれぞれの協働の領域を十分に認識しながら、対等な関係で役割分担を行い、より良いパートナーシップを築いていく必要があります。そこで、次の基本ルールに基づき協働のまちづくりを推進するものとします。

(1) 対等・相互理解

市民と行政は、下請けや従属関係といった一方的な関係になることなく、対等な立場に立ち、相互に特性や違いを理解し、それぞれ役割を担い、相互に補完しながら自立した活動を行っていきます。

(2) 自主性・主体性の尊重

市民は、これまでも自らの意思と責任において諸活動を実施し、本市のまちづくりを支えています。協働にあたって、行政は、このような市民の自主性・主体性を尊重し、今後も相互に協力して進めていきます。

(3) 目的の共有

市民と行政は、協働で行う事業の目的を共有し、その事業で達成する目標を共有していきます。

(4) 情報公開・透明性の確保

協働事業を進める際には、その過程や内容を開示し、公開性と透明性を確保していきます。

(5) 期限の明確化

協働事業は、終了時期を明確にし、相互の確認を行っていきます。

(6) 評価の実施

協働事業は、協働による相乗効果があったか、協働の相手は適切であったか、その事業を継続していくべきか、といった点について、協働の成果を評価・検証し、明らかになった課題を次の協働に活かしていきます。

また、評価・検証は、事業の実施主体者が行うのみではなく、協働事業の受益者の意見なども反映させ、多面的に行っていきます。

第3章 市民が主役の地域分権

1 生活を支え合うコミュニティの現状

市民協働は、何も新しく特別なことではなく、地域社会を構成する市民の自助・互助の精神に基づくものであり、地域のコミュニティによって成り立つものでもあります。

一方で、近年、全国各地で悲惨な事件や事故が数多く発生し、日々報道されています。その背景にはさまざまな要因が考えられるものの、要因の一つとして、社会の一員としての意識の欠如や人間関係の希薄化も大きく影響しているといわれています。

例えば、市民にとって生活の場であり、最も身近なまちづくりへの参加の場である町内会をみても、核家族化、価値観の多様化、高度情報化の進展などにより、地域の人々がお互いに助け合うという意識が全国的に低下傾向にあり、地域課題を解決する力の減退など、その機能低下が懸念されているのです。

本市においてはこれまで、町内会をはじめ町内公民館、子ども会、老人クラブ、婦人会などさまざまな組織の地域に根ざした活動を通じて、地域の課題に目配りし、その解決に取り組んできたほか、市民の交流や親睦を図るなど顔の見える関係が維持されてきたといえるでしょう。

しかしながら、中間市でも今後は、従来組織の維持・運営のみでは解決できない問題に多々直面することが予想され、当事者である市民・行政とも現在進行中の課題として危機感を共有しているところです。

2 新たなコミュニティの組織化

一方で、少子・高齢化が進展する中、地域ぐるみでの子育て支援や高齢者が安心して暮らせるような地域での支え合いなど、行政の画一的なサービスでは対応できない、地域に密着したきめ細かい取組が必要とされてきています。

福祉や環境、防犯などの地域の課題を発見し、市民が考え行動するうえでの受け皿として、地域コミュニティの活性化を図られなければなりません。

地域コミュニティ組織のあり方はもとより、地域コミュニティと行政が公共サービスに果たす役割分担を明確にしたうえで、まちづくりを進めていく新たな体制を整えていく必要があります。

そうになってこそ、「地域でできることは地域が担う、地域ではできないことを行政が担う」という「補完性の原理」に基づいた市民協働のまちづくりを進めることが可能となるのです。

3 住民自治の拡充

新たな地域コミュニティを主体としたまちづくりを実現するためには、地域に住む市民自らが、地域のまちづくりの方針を定め、実行することが求められてきます。

「地域のことは住民自らが決定し、その責任も自らが負う」という「住民自治」を担っていくことによって、地域に密着した満足度の高いまちづくりが可能になるのです。

そこで、地域を構成する市民の意思を反映し、地域の判断と責任によって事業展開ができるようなシステムを構築していく必要があります。

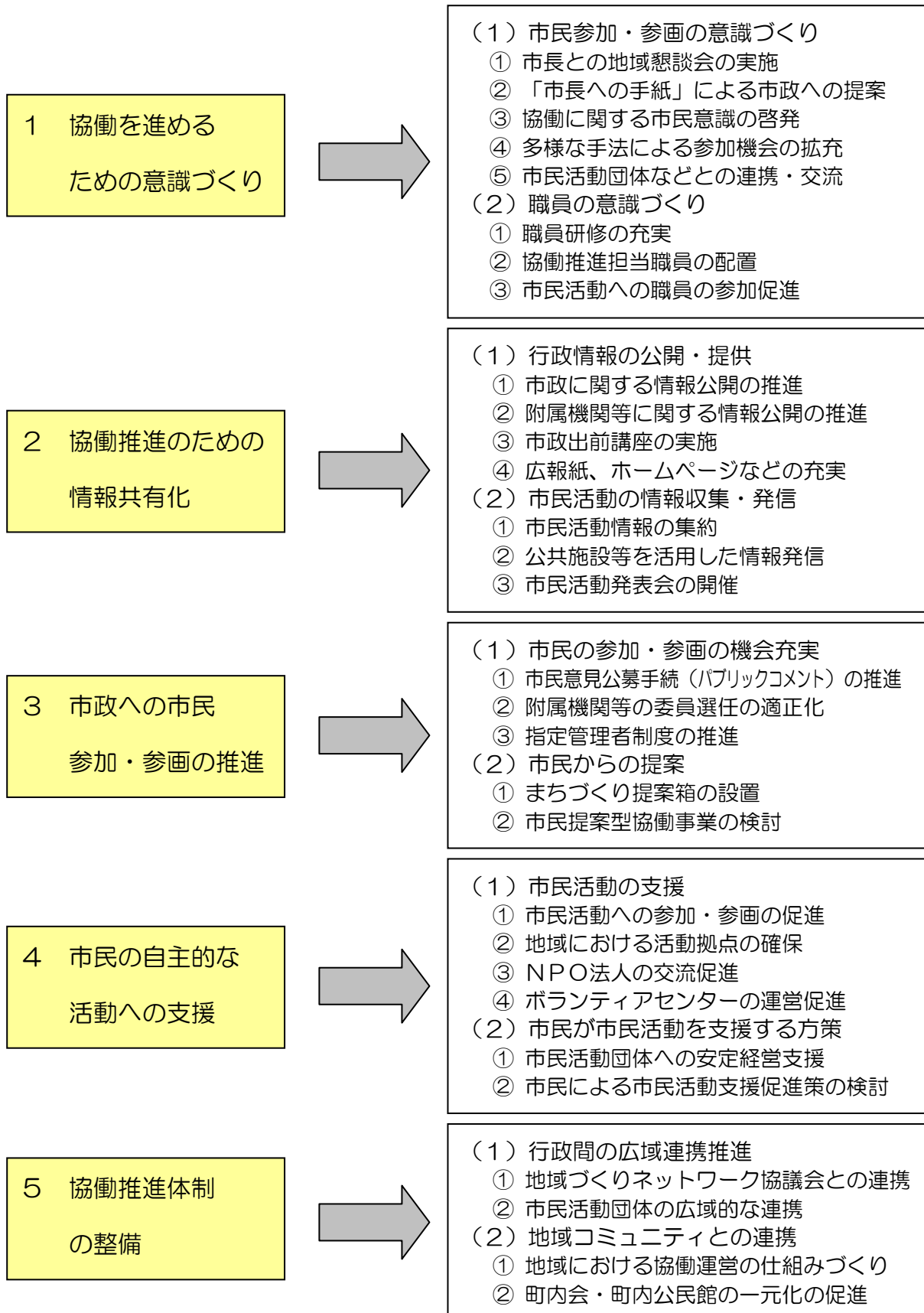
そのようなシステムの一つとして、まずは現行の町内会単位のきめ細やかな対応を維持しつつ、その発展形として小学校区規模の組織体制を整えることが考えられます。予算規模、人員などの制限で従来実施不可能であった事業が、組織の強化や集中によって可能になるのです。

同時に、その地域ならではの事業を実施できる地域予算あるいは提案型事業制度など、新たな手法を導入することも求められます。

今後、本格化する地方分権への柔軟な対応を可能とするためには、住民自治の拡充、すなわち、中間市の特色を活かした地方分権・地域分権を推進しなければなりません。

〔取組編〕

第4章 協働のまちづくりを進めるための具体的な取組



1 協働を進めるための意識づくり

地域課題の解決には、市民と行政職員が地域社会の一員として、ともに取り組まなければならないことを、十分に理解しておく必要があります。

多くの市民が気軽に参加でき、自由に意見が言える機会を増やすとともに、研修会、講座の開催などをおして協働の意識づくりを進めます。

(1) 市民参加・参画の意識づくり

① 市長との地域懇談会の実施

市民の市政への関心を高めるために、市民と市長が直接意見交換できる地域懇談会を実施します。

② 「市長への手紙」による市政への提案

市民に身近な市政、より開かれた市政を推進するため、明るく活気に満ちた「元気な風がふくまち なかま」を目指し、市民の声を市政運営の参考とします。

③ 協働に関する市民意識の啓発

学習会、講座、活動事例紹介などを開催し、まちづくりへ向けてより多くの市民参加を促進します。

④ 多様な手法による参加機会の拡充

まちづくりに気軽に参加する方法として、飲料水を買うだけで寄付ができる「まちづくり支援自動販売機」やふるさと納税、市民活動団体への寄付などがあります。今後もいっそうの周知を行い、参加機会を拡充するとともに、まちづくりをおして市民への還元に努めます。

⑤ 市民活動団体などとの連携・交流

協働の関係を形成しやすくするため、日頃から市民活動団体との意見交換や情報交換を行い、連携・交流を図っていきます。

(2) 職員の意識づくり

① 職員研修の充実

公共サービスや地域課題解決に向けて、市民と行政が協働していくために職員一人ひとりの理解が必要です。全職員を対象とした研修や市民との合同による研修などを計画的に実施し、職員の意識の向上を図ります。

② 協働推進担当職員の配置

市民からの提案に対応するなど、協働の取組を推進するため、各課に協働推進担当職員を配置するよう検討します。

③ 市民活動への職員の参加促進

職員の市民活動への参加意識を育み、職員も市民の一員であることを十分に自覚し行動することを目指します。

2 協働推進のための情報共有化

市民と行政が信頼し合える対等のパートナーとして、協働のまちづくりを進めていくためには、まちづくりに関する情報をお互いに共有化することが大切です。

市民活動などに関する情報についても、市民と行政、市民と市民の間の共有化を進めていく必要があります。

(1) 行政情報の公開・提供

① 市政に関する情報公開の推進

市政に関する情報を市民に公開し、開かれた市政と市政への市民参画を促進するため情報公開条例に基づき、情報公開を推進します。

② 附属機関等に関する情報公開の推進

市政に市民の意見を反映させるために合議制で設置される附属機関や協議会、懇談会等については、運営の透明性を図るため、会議の傍聴と会議記録の原則公開などを推進します。

③ 市政出前講座の実施

市政に関する情報を市民に提供し、市政への市民参加を促進するため、市民からの要請に基づき、職員が地域へうかがう市政出前講座を実施します。

④ 広報紙、ホームページなどの充実

必要な情報をわかりやすく的確に市民に提供するため、各種広報紙、ホームページなどの充実を図ります。

(2) 市民活動の情報収集・発信

① 市民活動情報の集約

市民活動団体などの情報を収集し、発信・共有するため、市民活動情報の集約化を図ります。

② 公共施設等を活用した情報発信

市民活動に関する情報の収集・発信を円滑に行うため、公共施設等における市民活動団体のパンフレットやチラシ、ポスターの掲示などを進めます。

③ 市民活動発表会の開催

市民活動に関する情報について、より多くの市民に理解を深めるために、各種市民活動団体が参加する発表会の開催を検討します。

3 市政への市民参加・参画の推進

市民が参加・参画する機会を設け、市民の知識や経験を活かすことができるよう、さまざまな段階での市民参加・参画の機会の充実に向けた取組を進めます。

地域課題などについて、市民からの提案をもとに市民と行政が共に解決方法を考え、取組を進めます。

(1) 市民の参加・参画の機会充実

① 市民意見公募手続（パブリックコメント）の推進

市民と行政が一体となってまちづくりを推進するため、必要に応じて施策の企画・立案・策定において、幅広く市民の意見を求め、市の施策に反映させる市民意見公募手続（パブリックコメント）制度を推進します。

② 附属機関等の委員選任の適正化

選任に当たっては、市民の幅広い意見や専門的視点からの意見を反映するために委員の選任基準を定め、運営の適正化を図ります。

③ 指定管理者制度の推進

公の施設の効率的な運営とサービスの向上を図るため、公募による指定管理者制度を推進します。

(2) 市民からの提案

① まちづくり提案箱の設置

まちづくりに関する具体的で建設的な提案を受け付け、今後の市政に役立てるためまちづくり提案箱の設置を進めます。

② 市民提案型協働事業の検討

地域課題や社会的課題の解決に向けた市民・行政の協働の取組を進めるため、市民提案型協働事業について検討します。

4 市民の自主的な活動への支援

コミュニティ活動やNPO・ボランティア活動などのさまざまな市民活動はいつそう活発化してきており、市民による地域経営の視点から、市民の主体性を引き出し、より一層の自立を促すための支援や環境整備が求められています。

自主性を最大限に尊重しながら、側面的支援に向けた取組を進めます。

(1) 市民活動の支援

① 地域活動への参加・参画の促進

市民の自治組織の向上と地域コミュニティの組織強化を図るため、地域活動への参加・参画を促進します。

② 地域における活動拠点の確保

地域コミュニティの活性化を図るため、多種多様な市民の集会・学習・交流などの場となる地域における活動拠点の確保に努めます。

③ NPO法人の交流促進

市内NPO法人の情報交換と交流機会の場である、NPO交流会の開催を支援します。

④ ボランティアセンターの運営促進

ボランティアセンターは、福祉、環境、教育、文化、スポーツなどさまざまな分野のNPO・ボランティアなどの総合窓口として、情報発信地になるよう活気ある交流の場を目指していきます。

市民活動団体が自立し、そして協働のパートナーとなるように支援を進めます。

(2) 市民が市民活動を支援する方策

① 市民活動団体への安定経営支援

多くの市民活動団体に共通した課題となっているのが、安定した経営に必要な資金・人材の確保です。資金調達や効率運営、人材育成の講座開催などをとおして、必要な技能習得や基礎体力づくりを促進、支援します。

② 市民による市民活動支援促進策の検討

まちづくり支援自販機の普及促進や市民活動に賛同する市民の援助意識・寄付文化の醸成を図るとともに、いただいた寄付金などを効率的に運用する基金の設置など、市民による新たな市民活動支援を促進するための方策について検討します。

5 協働推進体制の整備

地域特性を活かしたまちづくりには、地域を構成するさまざまな活動主体と連携し、地域コミュニティを強化し、課題解決力を高めていくことが求められます。

地域の課題解決に迅速かつ柔軟に対応できる行政の体制整備や、地域課題解決のための様々な主体の連携に向けた取組を進めます。

(1) 行政間の広域連携推進

① 地域づくりネットワーク協議会との連携

地域活性化や広域的な協働の可能性を探ることを目的とした「地域づくりネットワーク福岡県協議会」が、地域づくり団体、市町村、福岡県により組織されています。行政分野間の連携と情報の共有化を図るとともに、活力ある地域づくりや地域課題解決に取り組み、地域を支える人材を育成するために、十分な連携を図ることとします。

② 市民活動団体の広域的な連携

市民活動団体の取り組む分野・テーマなどは多岐にわたっています。各団体の専門性をさらに地域に活かすためには、情報のアンテナを広げ広域ネットワークを形成しなければなりません。

他地域の状況や先進事例の紹介、交流機会の創出など、連携強化を図ります。

(2) 地域コミュニティとの連携

① 地域における協働運営の仕組みづくり

市民と行政が連携して、地域の課題を把握・集約し、共に解決策を考え、地域自らが解決し、または政策提案する仕組みづくりを進める必要があります。

このため、町内会や町内公民館、子ども会、老人クラブ、婦人会、NPO・ボランティア団体、企業、個人などで構成する「地域まちづくり協議会（仮称）」の設置を推進します。会の規模は小学校区単位を想定していますが、人々の連帯意識や地域の特色、人口規模なども念頭におき、それぞれの地域にふさわしい範囲を設定することとします。

また、新たな取組であるため、モデル地区を設定・運営する中で制度の課題・問題点を整理し、全市への普及を図っていきます。

あわせて、まちづくり協議会の全市的組織である「市民協働推進会議（仮称）」や行政内で協働事業の総合調整を行う「市民協働推進本部（仮称）」の設置にも取り組みます。

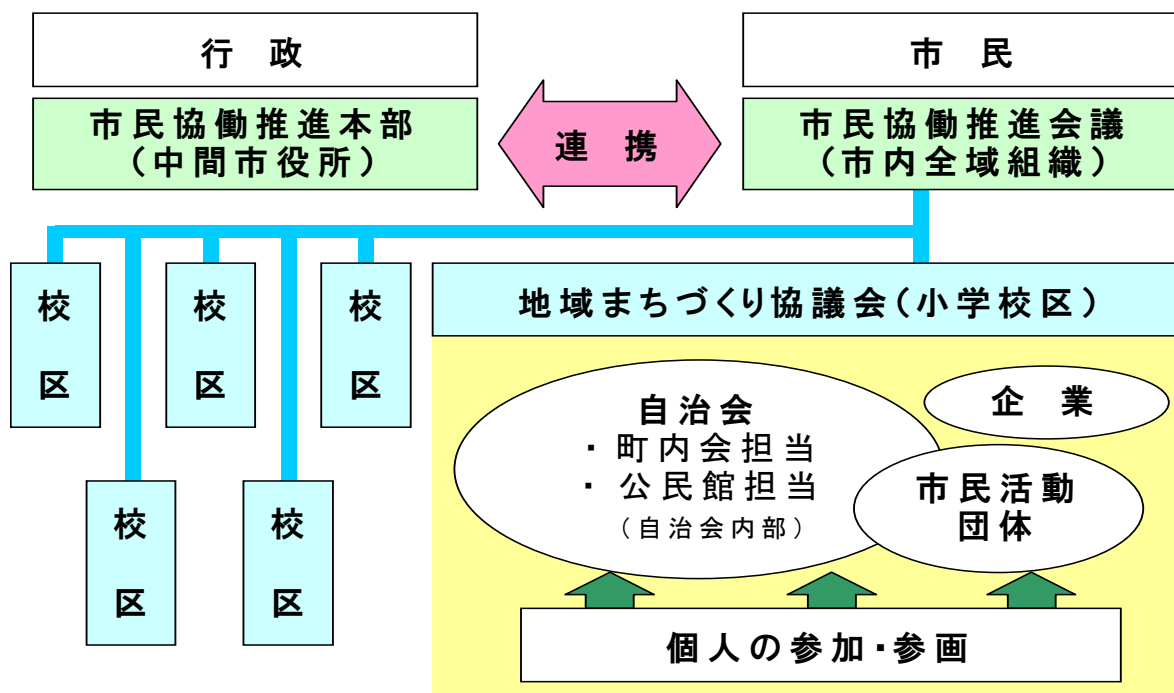
② 町内会・町内公民館の一元化の促進

地域コミュニティの基盤的な組織である町内会と町内公民館は、同じ活動地域の中で別組織となっています。両者の一元化を促進することで、効率的運営が可

能な権限と責任を備えた、新たな自治組織づくりを目指します。一元化にあたっては、両組織と行政による「自治会設置検討委員会（仮称）」を設置し、十分な協議を行うこととします。

この組織は、前述のまちづくり協議会の中心母体となることが期待されます。

市民協働体制の組織図



おわりに

本市における協働についての議論は、始まったばかりです。今後、この基本方針をもとに取り組みされる各種施策を通じ、市民と行政双方の理解を深めることが必要です。

また、市民協働のまちづくりを推進していくためには、本市の目指す姿を市民と行政が共に考え、長期的な視野で実践を積み重ね、着実に向上することが必要です。

このため、本市は、協働に関する取組の普及、啓発や協働のあり方について、継続的に評価・検証を行っていくとともに、この基本方針についても必要に応じ見直しを行います。

中間市市民協働のまちづくり基本方針


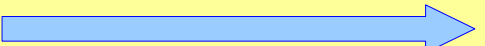

発行 福岡県 中間市
 発行年月 平成21年12月
 編集 保健福祉部市民協働課（中間市中間一丁目1番1号）
 TEL 093（244）1111〔代表〕

資 料

「中間市市民協働のまちづくり基本方針」策定の経過

平成17年11月	○中間市行政改革大綱を策定 「自立」、「協働」、「効率」の三つの視点に基づき、行財政の効率化・健全化を推進。市民との協働によるまちづくりを進めることを明記。
平成18年 4月	○中間市第4次総合計画を策定 基本目標の一つとして「市民との協働・交流による開かれたまちづくり」を掲げる
平成18年12月	○中間市町内会及び公民館のあり方等に係る研究会を設置 各代表者と職員により20年2月まで開催
平成21年 9月	○中間市市民協働のまちづくり基本方針（案）作成
平成21年10月	○基本方針（案）に対する市民意見公募（パブリックコメント）を実施
平成21年11月	○基本方針（案）に関する町内会長・公民館長合同説明会を開催 ○市民意見公募（パブリックコメント）終了
平成21年12月	○中間市市民協働のまちづくり基本方針策定・公表

今後のスケジュール案

市民協働のまちづくり基本方針策定	21.12～ 市民協働のルール運用 	
	基本方針の評価・検証  基本方針見直し 	
	22.1～ 自治会設置 検討委員会	22年度の前半 自治会制度開始（町内会・公民館組織一元化）
	23.4～24.3 地域まちづくり 協議会 （モデル地区）	24.4～ 地域まちづくり 協議会開始 （全校区）
	推進本部 設立準備	22年度 市民協働推進本部（行政）
24年度 市民協働推進会議（市民）		